



30 経営 第 1545 号
平成 30 年 10 月 22 日

食料・農業・農村政策審議会
会長 中嶋 康博 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛



諮 問

下記事項について貴審議会の意見を求める。

記

- 1 果樹共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（別紙1）について
- 2 畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（別紙2）について
- 3 家畜共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（別紙3）について
- 4 園芸施設共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（別紙4）について

果樹共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（案）

平成 31 年 1 月 1 日以後に共済責任期間が開始する果樹共済の共済関係から適用する共済掛金標準率は、次により算定する。

I 収穫共済

1 地域インデックス方式以外の引受方式

(1) 基礎被害率

共済目的の種類ごと、引受方式ごと、補償割合ごと及び共済責任期間の短縮の有無ごと並びに組合等の区域（全国連合会にあっては、農林水産大臣が定める区域）ごとに、直近 20 年間に於ける各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

(2) 果樹通常標準被害率

共済目的の種類ごと、引受方式ごと、補償割合ごと及び共済責任期間の短縮の有無ごと並びに組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち果樹通常標準被害率（ q ）以下の部分の平均値を p_1 とするとき、次式を満たすように果樹通常標準被害率を定める。

$$p_1 = 0.9q - 0.5$$

(3) 共済掛金標準率

ア 共済目的の種類ごと、引受方式ごと、補償割合ごと及び共済責任期間の短縮の有無ごと並びに組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、果樹通常標準被害率以下の部分の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の果樹共済に係る積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを通常共済掛金標準率とする。

イ 共済目的の種類ごと、引受方式ごと、補償割合ごと及び共済責任期間の短縮の有無ごと並びに組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、果樹通常標準被害率を超えるもののそのを超える部分の平均値を異常共済掛金標準率とする。

ウ 通常共済掛金標準率及び異常共済掛金標準率を合計して得た率を共済掛金標準率の算定基礎率とする。

エ 類区分ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率の算定基礎率に一致し、かつ、その相互の比が各類区分の危険の程度を表示する指数の比に一致するように共済掛金標準率の算定基礎率を按分したものを共済掛金標準率とする。

なお、防災施設が定められている共済目的の種類については、防災施設による割引を行った率を共済掛金標準率とする。

2 地域インデックス方式

(1) 基礎被害率

類区分ごと、補償割合ごと及び統計単位地域ごとに、統計単収から計算される直近 20 年間に於ける各年の被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

(2) 共済掛金標準率

ア 1 の (2) から (3) のイまでに準じて、果樹通常標準被害率、通常共済掛金標準率及び異常共済掛金標準率を算定する。

イ 通常共済掛金標準率及び異常共済掛金標準率を合計して得た率を共済掛金標準率とする。

なお、防災施設が定められている共済目的の種類については、防災施設による割引を行った率を共済掛金標準率とする。

II 樹体共済

1 基礎被害率

共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、直近 20 年間に於ける各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 共済掛金標準率

(1) I の 1 の (2) から (3) のイまでに準じて、果樹通常標準被害率、通常共済掛金標準率及び異常共済掛金標準率を算定する。

(2) 通常共済掛金標準率及び異常共済掛金標準率を合計して得た率を共済

掛金標準率とする。

Ⅲ I の 1 及びⅡの特例

共済掛金標準率を定めた後、組合等の合併等により組合等の区域の変更があった場合には、次の一般改定までの間は、変更前における組合等の区域ごとに、当該区域につき定められていた共済掛金標準率を適用できることとする。

畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（案）

平成 31 年 1 月 1 日以後に共済責任期間が開始する畑作物共済の共済関係から適用する共済掛金標準率は、次により算定する。

I 地域インデックス方式以外の引受方式

1 基礎被害率

共済目的の種類ごと、引受方式ごと及び補償割合ごと並びに都道府県の区域（全国連合会にあっては、農林水産大臣が定める区域）ごとに、直近 20 年間における各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 共済掛金標準率

(1) 共済目的の種類ごと、引受方式ごと及び補償割合ごと並びに都道府県の区域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の畑作物共済に係る積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを共済掛金標準率の一次算定基礎率とする。

(2) 類区分ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率の一次算定基礎率に一致し、かつ、その相互の比が各類区分の危険の程度を表示する指数の比に一致するように共済掛金標準率の一次算定基礎率を按分したものを共済掛金標準率の二次算定基礎率とする。

(3) 農林水産大臣が特定の類区分につき当該都道府県の区域を細分した地域を定めたときは、当該地域ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率の二次算定基礎率に一致し、かつ、その相互の比が各地域の危険の程度を表示する指数の比に一致するように共済掛金標準率の二次算定基礎率を按分したものを共済掛金標準率とする。

II 地域インデックス方式

1 基礎被害率

類区分ごと、補償割合ごと及び統計単位地域ごとに、統計単収から計算

される直近 20 年間における各年の被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 共済掛金標準率

類区分ごと、補償割合ごと及び統計単位地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の畑作物共済に係る積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを共済掛金標準率とする。

家畜共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（案）

平成 31 年 1 月 1 日以後に共済責任が始まる家畜共済の共済関係から適用する共済掛金標準率は、次により算定する。

I 死亡廃用共済

1 基礎被害率

共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき共済事故の発生態様の類似性を勘案して区分を定めたときは、当該区分）ごと及び除外される事故の区分ごと並びに都道府県の区域（全国連合会にあっては、農林水産大臣が定める区域。農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき当該区域を細分した地域を定めたときは、当該地域。乳用種雄牛、肉用種雄牛及び種雄馬にあっては、全国の区域。以下「料率地域」という。）ごとに、直近 3 年間ににおける各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 共済掛金標準率

共済目的の種類ごと及び除外される事故の区分ごと並びに料率地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の家畜共済に係る積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを共済掛金標準率とする。

II 疾病傷害共済

1 基礎被害率

共済目的の種類ごと及び診療技術料等とそれ以外の費用の別ごと並びに料率地域ごとに、直近 3 年間ににおける各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 共済掛金標準率

共済目的の種類ごと及び診療技術料等とそれ以外の費用の別ごと並びに料率地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の家畜共済に係る積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを共済掛金標準率とする。

園芸施設共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（案）

平成 31 年 1 月 1 日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係から適用する共済掛金標準率は、次により算定する。

1 基礎被害率

特定園芸施設及び附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用の別ごと、施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと、施設内農作物の事故除外の有無ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに都道府県の区域（全国連合会にあっては、農林水産大臣が定める区域。農林水産大臣が特定の施設区分につき当該区域を細分した地域を定めたときは、当該地域。以下「料率地域」という。）ごとに、次に掲げる率を各年の基礎被害率とする。

- (1) 特定園芸施設及び附帯施設に係る施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、直近 20 年間における各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったもの
- (2) 施設内農作物に係る施設区分ごと、事故除外の有無ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、直近 20 年間における各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったもの
- (3) 撤去費用に係る施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、直近 20 年間における各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったもの
- (4) 復旧費用に係る施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、直近 20 年間における各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったもの

2 共済掛金標準率の算定基礎率

特定園芸施設及び附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用の別ごと、施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと、施設内農作物の事故除外の有無ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、次により共済掛金標準率の算定基礎率を定める。

- (1) 特定園芸施設及び附帯施設に係る施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ご

と及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の園芸施設共済に係る積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを特定園芸施設及び附帯施設に係る共済掛金標準率の算定基礎率とする。

(2) 施設内農作物に係る施設区分ごと、事故除外の有無ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の園芸施設共済に係る積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを施設内農作物に係る共済掛金標準率の算定基礎率とする。

(3) 撤去費用に係る施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の園芸施設共済に係る積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを撤去費用に係る共済掛金標準率の算定基礎率とする。

(4) 復旧費用に係る施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の園芸施設共済に係る積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを復旧費用に係る共済掛金標準率の算定基礎率とする。

3 共済掛金標準率

施設区分ごと、施設内農作物及び事故除外の有無ごと、撤去費用の有無ごと、復旧費用の有無ごと、被覆・未被覆の期間ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、共済掛金標準率の算定基礎率を対応する共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率を共済掛金標準率とする。